

保育所等利用申込確認票・同意書

利用申し込みを行う前に、必ず確認事項をお読みいただき、各項目に☑をつけ、ご署名のうえ提出してください。利用申し込みをするお子さん1人につき1枚提出してください。

申込児童名		
申し込みされるすべての方へ		確認欄
1	利用申し込みにかかる提出書類はそろっていますか <input type="checkbox"/> 施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定申請書兼保育所等利用（調整）申込書 <input type="checkbox"/> 保育の必要性を確認する書類（就労証明書等）※2・3号認定のみ <input type="checkbox"/> マイナンバー（個人番号）記入用紙 <input type="checkbox"/> 保育所等利用申込確認票・同意書（この用紙）	☐ はい
2	申込内容が事実と異なる場合、入所内定、決定等を取り消すことがあります。	☐ はい
3	申請内容（住所、家族構成、勤務先、児童の健康状況等）に変更がある場合は、子育て推進課にご連絡ください。	☐ はい
4	原則として、年度途中の施設の変更はできません。	☐ はい
5	お子様の健康・発育状況から特別な支援が必要な場合やアレルギーによる食事制限など対応が必要な場合、 申込書内「児童の健康状況等」部分に必ず記載いただくとともに、利用申し込みの際にご説明ください。 お子様の健康状況、アレルギーの内容によってはご利用できない施設もあります。	☐ はい
6	お子様の発育・発達を継続して支援するため、市健康スポーツ課、市子育て推進課、保育所等関係機関と入所施設において、お子様の発育状況に関する情報（健診受診状況、受診結果、施設での様子など）を共有する場合があります。 なお、取得した情報は保育の実施のみに使用します。	☐ はい
7	保育料及び副食費徴収の判定については、基本的には父母の税額の合計に応じて決定します。ただし、父母の収入額が一定額に満たない場合は、同居している祖父母等の税額を合算し算定する場合があります。（世帯分離をしていても住所が同じ、若しくは敷地内別居である場合、同居とみなします。）	☐ はい
8	保育所等をきょうだいで利用する場合、 小学校就学前までの範囲内 で、最年長の子どもから順に2人目半額、3人目以降無料となります。 なお、低所得世帯及びひとり親等世帯については、軽減措置があります。	☐ はい
9	保護者の皆さまに負担していただく保育料や副食費は、保育所等で日々保育を行うために必要な経費の一部となるものです。保育料及び副食費等の納入につきましては、期限までに必ず納付くださいますようご理解とご協力をお願いいたします。	☐ はい
10	マイナンバー（個人番号）の提出について、通知カード等を紛失した等の理由によりマイナンバーの記入ができない場合、確認書類の提示が困難である等の理由により確認できない場合は、市が保有する公簿等により確認します。	☐ はい
保育認定（2・3号認定）を希望される方へ		確認欄
11	第1希望の施設に入所できない場合もあります。利用希望施設には、通所可能な施設をすべてご記入ください。	☐ はい
12	保育所等利用申込書に記載された希望施設以外に入所決定となる場合のみ、決定通知送付前に個別にご連絡いたします。	☐ はい
13	求職中の入所期間は3か月間です。入所したら3か月以内に就労を開始し、「就労証明書」を提出してください。	☐ はい
14	保育を必要とする事由が「妊娠・出産」の場合、保育施設を利用できる期間は、最長で出産予定月とその前後2か月の計5か月以内です。	☐ はい
15	在園中、第2子等の出産により育児休業を取得する場合、保育の必要量が「短時間」に変更となりますので、子育て推進課にて手続きが必要です。	☐ はい
16	保育所等利用申込書及び添付書類については、児童に関する資料として、施設に写しを送付します。	☐ はい
17	翌年度の利用調整の結果につきましては、1月中旬に送付いたします。（市外施設希望の場合は、市外自治体からの回答次第となるため、2月以降となります） 5月以降入所希望の場合、前月上旬を目安に結果をご連絡します。	☐ はい

同意・署名欄		
長井市長様		
保育所等の利用申し込みにあたり以上の確認事項について同意します。		
保護者	同意年月日	令和 年 月 日
	住 所	
	氏 名	父： _____ 母： _____